

# 安政期常陸国土浦町における検地

その顛末と意義

木塚久仁子

Taxation Surveys Carried out in Tsuchiura-machi, Hitachi Province at the End of the Edo Period: Their History and Significance

はじめに

- ① 検地に至る経緯
  - ② 検地の実施
  - ③ 各層の対応
- おわりに

## 【論文要旨】

常陸国新治郡土浦町は、東崎町と中城町という二つの町から成っている。本論では東崎町において安政二（一八五五）年に行われた検地の事例を紹介する。安政二年、土浦藩は藩財政の窮乏に対する年貢増徴政策のひとつとして町方の反対を押しきってこれを断行した。

この検地において三人の人物に注目した。そのひとり色川三中（一八〇五～五五）は中城町の商家に生まれた。国学研究にいそしみ、特に度量衡や田制、古代の枘の研究を究め、自らが居住する町の検地が不当なものであることを立証しようとした。

三中の朋友であった長嶋尉信（一七八〇～一八六七）は土浦藩領常陸国新治郡小田村出身の百姓でありながら江戸で測量術や暦学を学び、田制研究の功績が認められ天保十（一八三九）年水戸藩に取り立てられた。天保十四年には土浦藩に仕官替えとなり、嘉永五（一八五二）年には東崎町分地改御用掛として東崎・中城両町の検地にお

いて実務を担当して中心的な役割を果たした。

そしてもう一人、内田佐左衛門（一八〇六～五八）は東崎町の間屋と町年寄を勤める家に生まれた。天保八（一八三七）年、土浦町で起きた持合金に関する騒動で小前百姓の立場で名主らと対立した佐左衛門は町役人を罷免され、隠居後は関東取締出役の道案内として働き、安政二年の検地においては長嶋尉信に協力しもう一人の検地の立役者となっていく。

同じ時期に土浦町を生き延びた三人の、検地への対応と論理はそれぞれの生き方と思考に基づくものであった。特に内田佐左衛門においてこの検地は、持合金騒動、関東取締出役の道案内に続いて佐左衛門が歴史上登場するいわば第三の舞台であり、土浦町が生んだ顔役としてのあり方を体現するものであった。

## はじめに―研究の趣旨と概要

本論では安政二（一八五五）年に常陸国新治郡東崎町で行われた検地の事例を紹介する。従来の地域史研究の中でこの検地は、隣り合う二つの町の境界の不明明を是正するものと位置づけられてきたが、まず最初にこの検地が財政が窮乏する土浦藩の年貢増徴政策としての性格をもつのではないかということを描きたい。

次にこの検地にそれぞれの立場で関った三人の人物、長嶋尉信、色川三中、内田佐左衛門に注目し、それぞれの人物の検地に対する対応と論理を比較し、検地の性格をより明確に位置づけてみたいと思う。特に佐左衛門においてこの検地は、天保期持合金騒動、関東取締出役の道案内としての働きに続く大きな出来事であった。これらを通して体现される佐左衛門の人となりについて、常総の一都市土浦の歴史的位置づけとの関りの中で明らかにしたい。

## ① 検地に至る経緯―土浦藩の論理

### （一） 検地に至る土浦藩の経済状況

戦国末期、土浦城は桜川がいくつかに分流して霞ヶ浦に注ぐ河口の微高地を巧みに利用して築かれた。城の周囲に広がる沼や古絵図には「深田」と表記される湿地が天然の要害となった。

十七世紀の初頭、城の東側に水戸街道が敷設され、この街道に沿って本論の舞台となる東崎町と中城町というふたつの町人町が発達した。中城・東崎両町の人口合計は享保十（一七二五）年二二八六六人、天明六（一七八六）年三九八八八人、天保六（一八三五）年には五〇九八八人に増加している。周辺の農村人口はほとんど変化しておらず、両町のみが労働者

を吸収して人口が増えている。これに伴って町地も城門の外や霞ヶ浦にそそぐ船入川に沿って広がり、新町も造成された。また、水戸街道でつながる隣村高津村や真鍋村が在郷町の様相を呈するようになっていった。

寛文九（一六六九）年に譜代大名土屋氏が土浦城に入封すると、以後明治維新に至るまで土屋氏による支配が続いた。土屋家の所領九万五千石の内、土浦城を中心とする常陸国分はおよそ六万五千石に及び、城下町土浦は土屋家による地方支配の拠点として、また利根川・霞ヶ浦による水運と水戸街道による陸運、双方の要衝として、旅宿業、小売業、醤油醸造業などに従事する家が集住するマチとして発展していく。

本論で取り上げる安政期の検地を土浦藩の財政窮乏に対応する政策のひとつであると推定したが、最初に幕末における土浦藩の財政状況について概観しておきたい。

土浦藩では既に宝暦二（一七五二）年には五万八千両に及ぶ借財を抱えており、儉約令や藩士からの俸禄の借り上げなどの努力を行っているが財政は容易に好転しなかった。五代、六代の藩主が続いて短命で没した直後の寛政二（一七九〇）年、土屋家は上知により和泉、近江、美作国に持っていた二万石を失い、代わって陸奥、出羽国に所領を与えられた。九万五千石という表高こそ変わらないものの、生産性の高い畿内、関西の土地を失い、金納にして一万五、六百両の減少となった。これに天明三（一七八三）年以降、関東地方を中心に広がった飢饉が重なった。こうした状況の中で寛政四（一七九二）年前後、土屋家は秘蔵の数々の茶道具類を売り払うという苦肉の策をも講じている。

財政難を打開するため土浦藩は天保五（一八三四）年に儒者藤森弘庵を藩士として招き、藩学の促進と農村政策の見直しを担当させた。儒学において実用本位を主眼とした弘庵は、藩校郁文館における最高位の督学として藩士の子弟の教育にあたりつつ、地方支配の中心を担うために新設された郡奉行の職につき独自の農業論、藩営産業論の下に政策を展

開した<sup>(8)</sup>。弘庵は農村の復興と共に、陶磁器、楮、漆、灯心草などの特産物化による藩財政の好転を計画するが、結局充分な成果を上げられないまま弘化四（一八四七）年、十三年余り仕えた土浦藩を辞した。

嘉永三（一八五〇）年には藩主寅直が大坂城代に就任、その後安政五（一八五八）年まで九年間の大坂での経費も財政を圧迫する要因となった。土浦藩の財政の行き詰まりは年貢収納以外に経済基盤を持ちえなかった中小藩の例外ではない。

### （2）幕末の検地―水戸藩の天保検地との比較

土地の生産力の変容を把握するには検地が最良の手段である。しかし、手間がかかる上、百姓が嫌悪して執行が容易でない。天保十二（一八四一）年、近江で約三十万石分の検地を強行しようとした水野忠邦は惣百姓一揆で阻止され「検地十萬日延期」という結末となったことはよく知られている。

常陸国水戸藩では天保十（一八三九）年四月から同十三年十一月にかけて全領検地が行われた。長野ひろ子氏は、水戸藩の農村荒廃と地主的土地所有の展開が農民諸階層の土地保有の特質―「富者は持分の高少なくして取実は多く、貧者は持分の高多くして実は少なく」―を産み出し、農村対策は年貢率を下げるだけの対応では解決しえない構造となっており、特に上層農民の土地保有の特質が藩に年貢対象地の全面見直しである検地という手段へ向かわざるを得なくさせた、と分析する<sup>(9)</sup>。

検地施行の結果、水戸藩の表高三十五万石は高三十一万石（実高）と減るものの、石代納が倍増、雑税が廃止されたことなどにより安定した年貢収納量が保持されるようになった<sup>(10)</sup>。百姓の土地所有の不公平は土浦藩領でも直面する問題であったと思われる。隣国水戸藩の全領検地の情報、どのように土浦藩に伝えられたのか定かではない。しかし、厳しい財政状況の中、年貢収量の安定という意味で成功した水戸藩の検地を

真似たいという意識があったであろうことは想像にかたくない。

しかし、土浦藩の安政期の検地では全領検地ではない点に注目しなければならぬ。東崎町、続いて中城町、高津村が安政四年までの間に検地された<sup>(11)</sup>。続いて中貫村が縄打ちされるらしいという噂が流れたという<sup>(12)</sup>。全領検地でない上、対象となったのは領内にある水戸街道の宿場と在郷町のみである。

### （3）長嶋二左衛尉信（一七八〇～一八六七）の登用とその検地観

天保十四（一八四三）年三月、長嶋尉信は土浦藩士として土浦町外西町の役宅に着任した。尉信は土浦藩領常陸国小田村西町の小泉家の出身で、のちに小田村田向の名主長嶋家の養子となり、名主を隠居した後江戸に遊学して算学者普門律師や漢学者諸葛琴台について算法や暦法、度量衡などを学んだ。

天保九（一八三八）年十一月、田制について記した著書『田芹』を水戸藩主徳川斉昭に献呈したことがきっかけとなり、天保十（一八三九）年四月、「御土地方御郡方勤」として水戸藩に仕官することになる。時に尉信五十九歳。以前から水戸藩士市毛幹規、小宮山楓軒らと交流があり仕官は彼らの推挙によるところも大きかったと思われるが、一介の百姓としては大抜擢であった。水戸藩に四年仕え天保十四年には土浦藩に仕官替えとなった事情を土浦藩の藩士録「諸士年譜」<sup>(13)</sup>は次のように語っている。

（前略）地方算術功者ニ付先年水戸様へ御抱被仰付同所へ罷越居候処、被仰達候趣モ有テ追々御用弁茂相済此度御差戻相成（後略）<sup>(14)</sup>

充分な資料ではないが、尉信は「地方算術功者」と明確に位置づけられ、いわば技術者として迎えられたことが読みとれる。この異動については斉昭と土屋寅直という、同じ常陸国に領地を持ち姻戚でもあった二人の藩主の間の何らかのやりとりと合意によるものであろう。以後九年の間

「格式代官列地方掛」であった尉信は嘉永五（一八五二）年正月、突如「御城御屋形向御修復御用掛」に任じられる。その仕事も終わらないまま同年三月に「東崎町分地改御用掛」を命じられ検地を担当していくこととなった。

ここで、農政学者としての尉信の検地に対する論理を紹介しておくたい。尉信は小田村の名主であった頃に百姓の貧富の差に直面し、その原因を糾明しようと自分の住んでいる小田村を中心として常陸国の初期検地について検証する作業を行ってきた<sup>(15)</sup>。それらの成果から尉信は著書「田芹」において次のように検地の必要性について述べている。

（前略）古田の利少きハ喜ハす、甚しきハ荒廢の田となし、戸口亡する者の田と相等しくなるもあり、又勢ひある者は新田或下田の利あるを以て力を是に用ひ、古田下位たる処却て上田ニ優るあり、（中略）貧なるもの常に不足の恨ミを抱く、此ゆえに村里ややもすれハ礼節を失ふもの、法制に悖るもの出て来る（後略）<sup>(16)</sup>

力のある百姓は利益が少ない上に石盛も年貢も高い古田を嫌い、新田や下田のように年貢が低い土地をよく耕して生産性を上昇させ、利益を上げていく。貧しいものは生産性が低い割に年貢の高い田畑を持つことになるためより貧しくなる。それゆえおのずと礼節を忘れ、法に背くものが出てくると尉信は解釈する。尉信が厳しい百姓の実情を的確に表現できるのは、名主としての体験と古検地の分析によって培われた知識による。尉信はこれに続いて土地の生産力に応じて年貢を徴収することが肝要であるとし、そのために田畑の生産力を正確に把握する検地のやり直しが必要であるとしている。尉信は初期検地の石高とそれ以降大きく変化した一筆ごとの生産力との乖離が百姓の租税負担を不公平なものとしており、正当な年貢負担の基礎としてより細かい位付による検地をすべきであると考えた。尉信の主張する検地は、寛文検地のように反別や石高を増加させることを目的とするのではなく、百姓の年貢負担を公平な

ものにし相対的に年貢の緩和を目指すものであった。

尉信が水戸藩へ仕官した天保十年の四月は、ちょうど水戸藩が検地条目を公布して検地に着手した時期である。検地を行うという点で尉信の論理と水戸藩の論理が一致したことが仕官に大きく関わっていたものと思われる。しかし、尉信が迎えられた時には既に水戸藩での検地の施行は決定しており、尉信は、いわば水戸藩の全領検地の理論武装の一翼を担うもので実務にはさほど関わっていなかったと思われる。全領検地を間近に見た尉信は「秘帳水戸御検地御用書留」として検地役人や各村高、土地の善し悪しの判断などについて綿密に認めたものを書き写している。

## ② 検地の実施

### （1）地誌検地の目的と経緯

検地の経過をみていきたい。嘉永六（一八五三）年十二月、東崎町の御米上納小前二百四十余名と永方上納小前百五十余人の連印によって土浦藩に嘆願書が提出された<sup>(18)</sup>。嘆願書提出までの経緯が長々と書かれているので、まずこの嘆願書の眼目を文末から押さえておきたい。

（前略）向後正路二直し候手段有之間敷哉二候へば、寛永中 西尾様御代御立被為置候御遺法二御復し御城廻明屋敷帳御再製被成下置、是迄之本屋敷は格別上中下田畑居屋敷二致住居仕候もの共之定地御改正ニ而本屋敷ニ被成下度（中略）畑成之分は畠二田成は田二御改被成下置、紛れ相生し不申様ニ御定被成下置（後略）

嘆願書には東崎町において長い年月を経て生じた土地の紛乱を改正するために検地によって新たな土地台帳を作ることが必要であると書かれ、検地を行って欲しいと結ばれている。東崎町の小前が検地を願う形を取っているが、文書の前半に書かれた経緯によれば実情はかなり異なる。

検地に先立ち、土浦藩は帳簿類の提出を、東崎町名主太田甚五兵衛に命じた。この結果、土地台帳の不備が見つかった。

(前略) 御物成米永ノ割合諸向失誤、不引合之次第并名寄帳之御高反別御水帳ニ不引合之次第、御米上納之小前大小式百四十余人、永方上納之小前同百五十余人、夫々田高上納之次第不平均之始末(中略) 田畝諸帳面帳之様、是迄迄二候ては向後正路二直し候手段有之間敷哉二候へば、寛永中 西尾様御代御立被為置候御遺法二御復し、御城廻明屋敷帳御再製被成下置、是迄之本屋敷は格別、上中下田畑居屋敷ニ致住居仕候もの共之定地御改正ニ而本屋敷ニ被成下度、此余之定地は都而新屋敷ニ被成下度、御田地ハ本途御改出之内堤付之場ニは田畠成等之変地も有之、諸御引物は何年よりと申儀も唯今分明不仕、兎角紛乱之失者相まぬかれ難かるべくと奉存候間、乍恐向後畠成之分は畠ニ、田成は田ニ御改被成下置、紛レ相生し不申様ニ御定被成下置度、且町方御高人ニ不相成御用地之町並奥行長短不平之場茂有之、御割合差支候間、夫々町方之模通宜敷ニかなわせられ不均無是様ニ御改正被成下置候ハバ後來迄之御余沢たるべく(後略) 土浦藩は検地の施行により町人地として利用されていた「御城廻明屋敷」を郷地として高に組み入れ、また、田畑などが屋敷地に利用されるなどして実際の位付が変更した変地を正確に把握し、課税対象地の増加を意図したものと思われる。

東崎町の名主は代々大塚甚左衛門家が勤めていたが、嘉永五年十二月、検地の動きに反対して甚左衛門が代表で検地を免除してほしいとの嘆願書を出す。土浦藩は甚左衛門を罷免し、町年寄太田甚五兵衛を名主に任命した。新しい名主のもと土地台帳の点検が行われ、土浦藩は「御物成米永ノ割合諸向失誤、不引合之次第」「名寄帳之御高反別御水帳ニ不引合之次第」「御米上納之小前大小式百四十余人、永方上納之小前同百五十余人、夫々田高上納之次第不平均之始末」など帳面の不備を指摘して

きた。元の名主甚左衛門は覚悟のうえ神龍寺へ入って処遇を待っていたところ、藩から逼塞という処断が下った。元の名主の処罰という土浦藩の強い態度に慌てた東崎町は「皆々狼狽畏縮、始て御政道難有仕合と奉敬服先後悔周章仕、右指上度段奉申上候歎願書を御願下けに仕度」と名主が先に提出した検地免除の嘆願書を取り下げた上に、東崎町として検地を願ひ出たいと全面的に方針を転換した。この辺の事情について、のちに詳述する色川三中は以下のように歎いている。

何事も今様は金を上る事にても何にても上よりせまりて下へ申付て、何卒さし上申度と願はせて御とり被成候風儀になり、世は少しの間  
にけしからぬ様になり来たりける物かな<sup>(20)</sup>

こうして表向きには東崎町の小前一同からの願ひという形で検地が始められることになり、年が改まった安政元年四月十九日<sup>(21)</sup>から測量が始められることとなった。

## (2) 検地の進行

土浦藩の検地掛としては長嶋尉信以下鈴木与一、小松崎弘助、沢辺兌之助<sup>(22)</sup>、塚本米平ら四名と中間二名が担当することになり、東崎町方としては新名主太田甚五兵衛、年寄内田久兵衛が検地掛の宿を勤め、「野場先当番」を中嶋清兵衛、間原平右衛門、内田佐左衛門ら町役人が担当するという体制が調えられた。

検地は開始されたものの有利な土地所有をしていた高持百姓らとの摩擦により容易には進まなかった。安政元年四月十九日の前谷原から始まった測量は七月十一日から翌年三月六日の八ヶ月の間中断してしまう。検地をきっかけに隣接する中城町と東崎町の地境の修正が問題となったためである。東崎・中城両町は町家が連続する水戸街道沿いでは桜橋が境界となるものの、街道から南東側、霞ヶ浦にかけて広がる耕地は東崎町分となっており、両町のほぼ中央にある天満宮境内をどちらの持分と

するかが大きな問題となった。天満宮境内は毎年三月に馬市が開催され、最盛期の取引頭数は七百頭にも上った<sup>(24)</sup>。農耕馬を求める近在の人々で賑わい、馬小屋掛代などの収益が入り大きな利権のからむ場所である。

五月二十六日には、東崎町名主太田甚五兵衛が閉門二十五日、中城町名主入江全兵衛が閉門十九日と処罰されているのは天満宮境内にかかわる両町の意見の齟齬によるものと思われる。検地が行い易いように両町の境界を新たに線引きしたいという土浦藩の方針に対して、中城・東崎両町から正徳二年の裁許<sup>(25)</sup>によって決定された東崎町分の土地を中城分としないしてほしいという願書が提出された。しかし、十月十一日、中城・東崎両町の名主が会所へ呼びだされ、両町の境界を規定した御達を言い渡され請書を提出するよう求められた。

十一月二日、東崎町持高筆頭で町年寄、本陣も勤めた山口弥左衛門は「自分手控と永祿之絵図不引合」を理由に請印せず、屋敷地の検地を拒否して神龍寺へ入った。寺院は一種のアジールと考えられている。神龍寺は山口家の壇那寺でもあり、先に大塚甚五兵衛も入寺したように逃げ隠れせずに天命を待つという意志の現れであろうか。この直後、弥左衛門に対して土浦藩から閉門の処断が下った。同時に名主太田甚五兵衛も病気を理由に引籠り、閉戸届けを提出した。藩が決めた境界を良しとしなかったの弥左衛門家だけでなく、東崎町六町内の灰屋番<sup>(27)</sup>十一人もこれに反対する議定書をまとめようと動いている。

天満宮境内に関わる問題は、十二月に両町の町役人から請書が提出されて決着が付いた<sup>(28)</sup>。年の瀬も迫った二十二日には請書提出に至るまでの段取りの悪さが指摘され、名主太田甚五兵衛以下年寄二名が押込、間原平右衛門が御叱、勘右衛門、甚八の二名が手鎖、東崎町六町内の灰屋番も御叱という処罰が下った。処罰の期間はそれほど長くはなくその年の大晦日には全員が赦免されることになったが、度重なる町役人の処罰は検地遂行の方針を曲げることはないのだという土浦藩の強い覚悟を町に

知らしめることとなった。

検地をされる側だけでなく検地する側も混乱していた状況が見られる。嘉永七年六月一日から十一日にかけて「(長嶋は)眼病ニテ療養中御用引願上候事」と検地を一時退いている。三中も「御役人の内にて心揃はず、とかく六ヶ敷なり、そこへ所々より投訴など三、四通あり、御役人皆々心々になりて長嶋ぬし大に迷惑のよし」と述べており、尉信率いる土浦藩検地掛の内部にも尉信のやり方を快しとしない者もいて紛糾している様子を伝えている。

今日又検地手前(色川家)間口をはかる、とかくむずかしき容也<sup>(31)</sup>。というように屋敷地の検地は何度も繰り返され、容易に進行しなかった。安政二(一八五五)年三月六日、中断されていた測量は、名主太田甚五兵衛に代わり久根間新三郎が「老農」として野場に出ることとなり、新体制の元で再開された。

しかし三月二十四日、中城町との替地にかかわる問題が勃発した。

東崎小野や重兵衛事、先日中城町東崎地堺替地の事に付き、長百姓として惣代、替地の儀は御免被下度嘆願出候処、当人事、十四五年前博奕繩付にげ去しかどを以御とがめ入半被仰付、名主太田甚五兵衛も不しらべのかどにて遠慮被仰置候処、名主は今日役とりはなし、つつしみ被仰付、山口弥左衛門も年寄役とりあげの上つつしみ被仰付、小野屋重兵衛は追放被仰候<sup>(33)</sup>。

中城町との境界に土地を持っていて替地の対象となった小野屋重兵衛は替地免除を願った。しかし、十数年前に博徒を取り逃がしたことが今ごろになって持ちだされ、牢につながれる身となった。同時に名主太田甚五兵衛、年寄山口弥左衛門もそれぞれの役を罷免された上に謹慎処分、結局重兵衛は東崎町から追放という重い処断が下された。この内容から両町の境界を引くために替地が行われたことがわかる。境界を明瞭に線引きするために欠かせない替地に小野屋重兵衛は堂々と免除を願って

表1 東崎町石高の推移

	文禄4 (1595)		寛永7 (1630)		県方集覧		安政2 (1855)		石 盛	
	町・反・畝	石	反別	石高	反別	石高	反別	石高	寛永	安政
上 田	140.15	16.860	210.29	25.316			419.00	41.900	12	10
中 田	189.14	18.947	400.10	40.033			548.22	43.898	10	8
下 田	1,549.07	108.446	3,563.11	249.436			5,551.12	333.084	7	6
計	1,879.06	144.253	4,174.10	314.758	4,356.00	338.352	6,519.04	418.882		
上 畑			150.07	12.019			38.15	3.800	8	8
中 畑			91.06	5.472			545.24	32.748	6	6
下 畑	10.10	0.413	80.29	3.239			454.15	18.180	4	4
計	10.10	0.413	322.12	20.730		22.472	1,038.24	54.728		
畑・新屋敷			畑54.06				新屋敷581.00	58.100		10
本 屋 敷			68.02	6.807	118.12	11.840	375.27	37.590	10	10
計			122.08	6.807	118.12	11.840	956.27	95.690		
畑・屋敷計							1,995.21	149.698		
田畑屋敷合計	1,889.16	144.666	4,196.12	342.322		372.664	8,514.25	568.580		

土浦藩の逆鱗に触れることになったわけである。

大塚甚左衛門に続いて太田甚五兵衛という二人の名主が罷免され、東崎町の名主は不在のまま測量が再開された。再び七月三日から十月二十八日の間中断し、十一月一日からは中城町への出張縄入が開始され、十六日に全ての測量が終了し、二十日には土地改役銘々の褒賞が行われた。長嶋尉信の労も次のようにねぎらわれた。

東崎町分地改以来数日心配、数十年紛乱之土地探索悉ク行届、公平

二相正候段、出精之次第、後来之亀鑑ニ茂相成候間、以別段格式御

中小姓列御宛行儀数御直シ来三十俵三人フチ<sup>(34)</sup>

御中小姓列に格上げの上、これまでの七両三人扶持が俵数に直された。破格の昇進である。また、客観的に藩士の経歴を叙述している藩士録の記載としては目を引く称賛ぶりである。同時に小松崎弘助ら他の藩士もそれぞれ褒賞された。

続いて内田佐左衛門と中嶋清兵衛の二名が「(前略)土地改之儀格別出精相働候二付、三斗五升入俵五俵ツツ為給米年々被下(後略)<sup>(35)</sup>」として賞せられた。町方では褒賞を受けたのはこの兩名のみで、しかも今後毎年米五俵を給付するという厚遇ぶりである。土浦藩が兩名の働きを認め、それを公けに知らしめた形となった。

安政二年十二月十日には、土浦城外丸の会所で検地帳の受取りが行われた。名主太田甚五兵衛が罷免されたままであったため町年寄間原平右衛門<sup>(36)</sup>らが受け取った。

### (3) 検地帳の完成とその仕組み

完成した「新治郡東崎田畑改正地詰水帳<sup>(37)</sup>」に基づき東崎町の高の推移を表1にまとめた。検地による総村高は五六八石余、内訳は本高三三七二石余、改出が一九五石余である。天保郷帳における東崎町の総村高は五七二石七斗一升七合であり、検地後の高は三石一斗余りも少なくなつて

表2 「東崎町分御縄打歩数名寄下調帳」における石高5石以上の家

順位	石高	畝歩	住所	名前	職業	役職	備考
1	20.692	296.15	本町	山口弥左衛門	船問屋	年寄	屋敷2339歩 屋敷が中城町と接している
2	15.694	223.00	田宿町	色川三郎兵衛	醤油業		屋敷1504歩 田宿に薬種店あり
3	14.624	200.18	田宿町	横田権右衛門	醤油業		
4	12.816	160.21	川口	米屋四郎兵衛	船持惣代		屋敷1533歩
5	10.732	122.24	南川口	小津屋小右衛門	醤油業		屋敷2522歩
6	9.994	157.18	本町	大塚元吉	問屋	元名主	屋敷130歩 元吉は元名主甚左衛門の息子
7	9.580	154.24	下東崎	長右衛門	不明		屋敷176歩
8	9.040	123.21	田宿町	大国屋勘兵衛	醤油業		屋敷その他本拠は田宿町
9	8.990	134.00	下東崎	傳六	不明		屋敷179歩
10	8.976	148.27	本町	太田八郎兵衛	不明		屋敷80歩
11	8.488	143.27	中城町	大和屋平兵衛	商業		店は中城町にあり 御用商
12	8.420	130.09	中町	小野村藤兵衛	不明		屋敷59歩
13	8.194	128.03	中城町	伊勢屋庄三郎	商業		屋敷1000歩
14	7.948	99.21	中城町	塚本屋記右衛門	商業		屋敷1270歩
15	7.414	111.06	川口	釜屋嘉左衛門	不明		屋敷703歩
16	6.738	107.21	川口	塚田玖左衛門	不明		屋敷270歩
17	6.336	93.12	中城町	山田屋平七	商業		店は中城町にあり
18	5.992	96.00	下東崎	仁左衛門	不明		屋敷257歩
19	5.886	86.27	下東崎	源左衛門	不明		屋敷126歩
20	5.710	92.18	本町	中島清兵衛	船問屋	年寄	屋敷なし
21	5.664	88.15	中町	小野村庄兵衛	不明		屋敷107歩
22	5.658	79.03	田町	とんたや三左衛門	不明		屋敷なし
23	5.600	77.18	本町	内田久兵衛	不明	年寄	屋敷300歩
24	5.510	82.18	田町	まつや源六	不明		屋敷なし
25	5.496	97.18	中城町	和泉屋茂兵衛	商業		店は中城町にあり
26	5.466	54.15	川口	とさや太平次	不明		屋敷316歩
27	5.448	80.27	南川口	油屋九兵衛	商業		屋敷なし 木綿商
28	5.318	88.09	川口	伊勢屋治右衛門	不明		屋敷133歩
29	5.224	78.15	中城町	矢口庄七	商業		店は中城町にあり 酒屋
∴	(以下参考)						
42	3.788	56.12	本町	久根間新三郎	不明	老農・年寄	屋敷18歩
66	2.650	39.21	中町	間原平右衛門	正油業	年寄	屋敷180歩
133	1.214	20.06	本町	太田甚五兵衛	商業	名主	屋敷なし 旅籠又は荒物商



しまった。

等級ごとの内訳を『県方集覧』<sup>(38)</sup>などと比較すると、田の反別は一・五倍、高は一・二四倍の増、これに対して畑方屋敷は高にしては六・六六倍と大きく増加した。寛永水帳と比較すると屋敷地の反別は八倍にもなっている。にもかかわらず総村高がほとんど変わらないのは、石盛が寛永検地と比較すると田方で低く設定されて石高が計算されたためである。また、畑方屋敷の石盛は変わらないが、新たに畑・新屋敷と認定された五町八反余には十と高く付けられている。

検地終了後の「東崎町分御縄打歩数名寄下調帳」によると(表2)、東崎町の土地所有上位は船問屋、醤油醸造業者などの新興商人が占めるようになった。

### ③各層の対応

#### (1) 町方の反対

町役人層の検地反対は有利な土地所有が検地によって否定されることを嫌悪したこと、また、享保期以降に新たに形成された新町の屋敷持ちたちにとっても、居屋敷や店舗として用いていた畑や見取畑を屋敷地に認定されることによる負担増が大きな理由であったものと推測される。

検地反対者の一人色川三中<sup>(39)</sup>(一八〇五〜五五)は中城町に属する田宿町で薬種業と醤油醸造業を営む家に生まれた。三中は号で、名を英明、通称を桂助、三郎兵衛と称した。江戸城西丸の醤油御用を勤めた色川家であったが三中が生まれた頃から家業の不振が目立つようになり、三中は若年の頃から家業の建直しに尽力した。天保五年、三中三十三歳のとき薬種店の経営は弟美年に譲り、自らは東崎町川口にあった醤油蔵に住まいを移して醤油醸造業に専念した。

家業のかたわらに国学を学んだ三中であるが、その内容が古典の校合

や比較検討といった、いわゆる尊皇主義の古典解釈から度量衡や田制史の研究へと転換したのは、領主の過剰な年貢取奪を許してはならないという一点であったと中井信彦氏は指摘している。<sup>(40)</sup>三中の検地への思いは「(検地は)奇代の珍事といふべし」という言葉に集約されている。

抑検地して一同の為になるとは如何事をいふにやあらん。境界不正の故にやあらん、いといと覚付ぬ事也、<sup>(42)</sup>

三中の嘆きは止まらない。

(筆頭老中阿部正弘)又世に噂するは土浦には検田のことをすると。是必害の元なり、ゆめさることすべからず。(中略)一旦下へ令せしことを止めにはならじ、いかかと毎夜毎日の談事と云々。<sup>(43)</sup>

東崎町から検地を願い出るといふ嘆願書の提出に際して、土浦藩が検地を百姓のためだとして進めるタテマエを鋭く批判し、一旦方針を決めると見直しをしないという藩の旧体制を嘆いている。

検地の下改めを翌日に控えた嘉永七年十月一日、三中は検地に対する批判と不満を繰り返し書いて紙数を重ね、特に朋友尉信が関って検地が遂行されていくことに対して悲憤慷慨し激烈な表現を残している。

国家の大事、是より甚しきはなし。恐るべきことなり、可悲次第也。<sup>(44)</sup>  
(中略)

(下野壬生領の事)是亦甚しき国家の害なり。いかにとなれば新田は百姓の息やすめの所なるを、又おひふせてそこをも辛くとりぬれば、開発の事は出来がたくのみなりて、是も農を怠るのひとつになる故也。

友人の高橋鞠負や弟子大久保真普らから下野国壬生でも検地が行われる動きがあることを聞いた三中は、新田は百姓の息休めという表現を用い、年貢を重くして百姓の取分をいたずらに奪うことは百姓に農を放棄させることになり逆に領主の財政基盤を危うくすることになると主張する。年貢余剰分は農民の精励の結果であり、領主の侵害を許さないという三

中の主張は東崎町に居住する百姓の一人としての不満であると同時に、自らの田制史研究の成果に基づくものでもあった。

三中が若いころから家族ぐるみで親交があり学問上も影響を受けてきた尉信に対する批判は激しさを増し、「長嶋が田法書は天下の巨害」と述べ「翁（長嶋）は我学を天下に用とす。我はいかんとすべからずとすると、其意雲壤万里のたがひあり」と断言する。

このような三中に対して尉信は次のような書状を出している。

（前略）東崎の土地改いよいよ役者とりくみ、近々まくあきの仕くみに御座候、いにしへより斯様の事は人の悦ばぬ事に御座候、今は悦まじく候へ共、後々は誰が為と申事もなく、どこと申事もなく、味しれずして誰が為にもよろしと申所へきはめを置度候、当座のきよほうへんは古来の常と存候、たゞたゞ私なからん様にとのみ神々神々希事に御座候、此公事のみ無之、何か透無之、乍去自ら売り候てと申意は更になく候へ共、みせさき雑とう、つるに御無音に相成長入候、御用捨可被下候、（後略）

尉信が三中に対して検地遂行の決意表明をした書状である。検地に際して無私の心で臨んでいることを強く三中に主張していることが読み取れる。と同時に「役者とりくみ、近々まくあき」「みせさき雑とう」云々などというおどけた言い回しから検地役人として実務の中心にいる尉信の、忙しさを歎きつつも喜々として任務に励んでいる様子が伝わってくるようだ。しかし、三中の尉信批判は自らの日記の中に終始し、面と向かって論争することはなかったようである。表立って土浦藩を批難して禍が家に及ぶことを避けたのだろうか。

同じく百姓の実情をわきまえながらも相容れずに平行線をたどった二人の論理の対立は安政二年六月二十三日、三中の死を以て終わりを告げた。三中は自らの論理と外れて検地が刻々と進行する状況を病の床で聞き、失意のうちに死を迎えたのではないだろうか。

## （2）内田佐左衛門義制（一八〇六一—一八五八）

内田家は代々東崎町本町に屋敷を構え、東崎町年寄と問屋役を勤め、農間渡世として河岸問屋、一時は醤油醸造業などを行ってきた。佐左衛門はその十二代目、諱は義制、嘉永五（一八五二）年に剃髪して悔庵と名乗った。天保八（一八三七）年、東崎町において持合金に関わる騒動が起こった。凶作で困窮する中、東崎町が困窮人に貸し出すことを目的に貯蓄してきた持合金が一部の高持や町役人層によって借り出され、回収不可能な状態になっていることを佐左衛門が糾弾したことが契機となり、土浦藩の奉行所を巻き込んだ騒ぎとなったものである。<sup>50</sup> 混乱の中、佐左衛門は持合金の公正な運用と町政の改革を主張して騒ぎを收拾した。しかし、土浦藩からは百姓を扇動したとされ、年寄を罷免され隠居を命じられた。<sup>51</sup>

次に佐左衛門が登場してくるのは弘化元（一八四四）年十月、常州新治・筑波両郡にわたる小田・藤沢・中村宿他七十六ヶ村組合五万五五百八石余の寄場組合の大惣代四名から、関東取締出役の道案内に推挙されて就任したことによる。道案内とは「御取締御用ニ付御召捕もの其外内探御手向等之節」<sup>52</sup> に関東取締出役の下で働く者である。通常、道案内として博徒や俠客の類がまさに二足の草鞋を穿いて就任することが多く、佐左衛門のように町役人の経験者となるのは珍しい。

佐左衛門が道案内に就任した時期、同じく関東取締出役の道案内で博徒の飯岡助五郎が博徒笹川繁蔵と対立していた。助五郎が繁蔵を暗殺すると繁蔵の子分であった勢力富五郎が助五郎をつけねらい、助五郎の背後にいた関東取締出役とも敵対し鉄砲や長脇差、槍で武装して東総で暴れまわった。

嘉永二年三月から始まった勢力一味の捕縛に際し、佐左衛門は土浦から手下数名を連れて下総国へ出向き、手下のひとり小田村の源助を殺されながらも勢力を万歳山に追い詰めて自決させるといふ活躍を遂げた。<sup>53</sup>

佐左衛門の働きぶりをまのあたりにした関東取締出役は、同じく東総で百姓の指導にあたっていた大原幽学の探索を佐左衛門に命じた。嘉永四年五月、佐左衛門は香取郡長部村まで幽学を訪ね、その結果幽学の活動になんら問題がないと関東取締出役に報告する。しかし、幽学を捕縛したい一心の関東取締出役は繰り返し探索を佐左衛門に命じた。結局、嘉永五年四月、佐左衛門の手下のひとりである常陸国新治郡牛渡村の忠左衛門が幽学に入門しようとした改心楼乱入事件が発端となって江戸訴訟にまで発展、訴訟は長期にわたり最終的に幽学は自決することになる。<sup>(54)</sup>

幽学に落ち度はないと主張する佐左衛門と関東取締出役の間で問答が繰り返される最中の嘉永五年二月、佐左衛門は突然剃髪して「悔庵」と名乗り、三月には出家と病を理由に道案内役を返上し幽学の探索から手を引いてしまう。

幽学の事件が落着いた後の嘉永六年、牛渡村で醤油醸造業を営む矢助が家賃の支払を求めて土浦の常七らを訴えた。佐左衛門は、訴えられた常七ら側について牛渡村まで掛け合いに行っている。<sup>(55)</sup>牛渡村は先の改心楼乱入事件を実際に起こした忠左衛門の住む村であり、佐左衛門は手下のいるこの村に特別の関係があったことも考えられるが、この時の佐左衛門の肩書きは「本町年寄見習久兵衛父」である。既に道案内でもなければ町役人でもないにも関わらず、訴訟の内済のために動いていることに注目したい。

佐左衛門は小前の利害を代弁できる程文筆にたけ、弁舌も巧みであったと思われる。町年寄の家柄でありながら小前の側にたち町役人のみならず、領主にも主義を曲げないという気概をもった人物だったのではないか。また、時には危険な目に合いながらも佐左衛門についていく手下が霞ヶ浦による水運を背景として広範囲に広がっていた。佐左衛門は港町土浦の顔役として存在し、その守備範囲は広く居住する城下町土浦や藩領には収まらない。町年寄から幕府御用へ、そして次項で述べるよう

に再び東崎町分の名主格へと軽々と転身していく姿は藩や幕府といった支配領域さえも越えられるような人物であったことを物語る。

ここで改めて佐左衛門が幽学の探索から手を引いた理由をあえて憶測するならば、佐左衛門は関東地方の村々を荒らした博徒勢力と違い百姓を教導せんとする幽学という人物のあり方に何がしかの共感を覚え捕縛することを是としなかったのではなからうか。佐左衛門は関東取締出役の道案内という立場と百姓の側にいる幽学との板挟みになり、ひとつの逃げ口として剃髪、辞任という道を選んだのではないかと推測は現実的ではないだろうか。

### (3) 検地と佐左衛門

嘉永七（一八五四）年四月十九日、佐左衛門は土浦藩から「繩中名主格」<sup>(56)</sup>を命じられ、尉信に従って検地の現場へ出るようになった。関東取締出役の道案内を退いてわずか二年余、持合金一件で佐左衛門を罷免した土浦藩は、今回は検地に対して反論する町方を佐左衛門の統率力で押さえ、まとめようとしたものと思われる。佐左衛門は再び土浦藩の役についたのである。

「安政度 御地詰野場日記」<sup>(57)</sup>には裏表紙に「悔庵」と署名があり、検地の進行状況と測量値、凶面などが佐左衛門の強い癖のある文字で綴られている。最初の丁には嘉永七年四月十九日町方の分担が「御宿 太田 甚五兵衛殿、御宿書番 九兵衛殿、野場先書番 清兵衛殿、平右衛門殿、佐左衛門」と決まったことが記されている。先に述べたように、当時の町役人らが藩によって次々と罷免されるなか、佐左衛門だけは野場先書番として尉信と共に検地の現場へ出勤した。「御縄打歩数御改帳之写」<sup>(58)</sup>を複製していることから、現場での測量値を基礎にした複雑な計算さえも理解している。

佐左衛門が検地の推進側にまわったのはどうしてだろうか。佐左衛門

ほどの人物が検地推進側に立ったのは検地を施行すべきという尉信の論理を十分に理解したうえでのことであつたに違いない。佐左衛門は町役人として困窮人の姿を知り、また顔役としていくつもの争いや訴訟事の現場に立ち合うなかで、小前の実情を知り尽しており、検地が尉信が主張するように最終的には小前のためになると判断して積極的に協力していったのではないかと思われる。

佐左衛門家も東崎町で高五石余り、七反七畝余を所有していた。屋敷は三百歩、借家も所有する。山口家や色川家ほどの大高持ちではないが検地は家にとつては望ましいものではなかつたはずである。しかし、佐左衛門は家の論理を越えて小前のためになる検地を肯定したのではないだろうか。この意味で佐左衛門のあり方は町年寄を罷免されても持合金の再分配を主張した天保八年の一件の時と同じであるといえよう。佐左衛門のあり方から持合金一件を再考するとき、その原因を人馬賃銭や町方入用等をめぐる上層町人間の対立だけでは証明できないことに気づく。

元より佐左衛門には文化的な素養があり、関東取締出役からの報償金なども書物の購入に充て、内田文庫とも呼ぶべき蔵書群を有していたことが指摘されている。<sup>59</sup> 書籍の収集のみならず、雅語も巧みに使いこなしていた。<sup>60</sup> 家譜によれば佐左衛門の祖父にあたる久右衛門休全が家業のかたわらに国学を学んでおり、佐左衛門の教養は内田家代々が育んできたものである。残念ながら佐左衛門の和歌や句はほとんど伝わっていないが、神龍寺にある佐左衛門の墓石にも、それに並ぶ妻の墓にもそれぞれ「の辞世の句が刻まれ内田家の風雅の嗜みを今に伝えている。この時期土浦町では色川三中や入江善兵衛、山口弥左衛門、川田幸枝ら町役人や商人が中心となり、時には同好の土浦藩士らも交えて和歌や漢詩、篆刻などを楽しんでいた。佐左衛門もこれらマチの知識人の一人に位置づけることができよう。

佐左衛門は尉信と二人三脚で行つた検地を通して農政や度量衡に関わ

る関心を高め、着実に知識を増やしていった。内田家文書には「東崎町分御領地田畑屋敷絵図面」<sup>61</sup>や「中城町田宿町家敷田畠大概を御案内申上候書付」<sup>62</sup>、「愚吐々々志 乾坤」<sup>63</sup>など尉信が記した文献の写本が多数含まれている。検地に直接関する文献類が多いがそればかりではない。例えば「末広御備分間歩詰図」<sup>64</sup>は土浦城の縄張り、つまり土浦城築城当時の城下町プランについて尉信が実地測量に基づいて考察を加えたもので、いわば尉信の学問の成果であり、また土浦藩にとっては機密情報ともいふべきものである。また、尉信も佐左衛門もそれぞれが藤岡観瀾が書いた測量書『渾発量地速成』の弘化三年版を蔵していた。<sup>65</sup> 偶然同じものを手に入れた可能性もあるが、尉信が推薦し佐左衛門が入手したと考えるのが自然であろう。このような例を含め、尉信が著したものの写本類が内田家文書の中に豊富に伝来するのは、検地の現場での共同作業を経て、尉信との深い信頼関係が短期間の内に育まれたことを裏付けるものといえよう。

佐左衛門は検地の結果作成された検地帳は元より、文禄、寛永期の検地帳なども筆写している。<sup>66</sup> 実地での経験と尉信からの知識により、佐左衛門本人が東崎町とその周辺の成り立ちや歴史に深い興味を持つようになつていった軌跡を示すといえよう。

### おわりに―安政期検地の意義と佐左衛門の論理の貫徹

非常に雑駁であつたがこれまで述べてきたことをまとめてみたい。

土浦藩では町地が拡大し、初期検地以降変化の著しい町地からの年貢収奪を強化する経済政策として、抵抗する町役人らを処罰しながら検地を断行した。最初に行われた東崎町では最終的に高の変更はほとんどなかったが、屋敷や店舗として商人らに活用されていた田畑が新たに屋敷地に認定されたため屋敷地の反別が格段に増加した。これによって有利

な土地所有をしていた商人層の負担は増大した。

この検地を土浦藩士として監督したのが農政家長嶋尉信である。尉信は小田在村中から色川三中と国学の研究を通じて親交があったが、おのおの田制研究に基づく検地に対しての論理は、同じく百姓の実情を知りながら正反対のものであった。

尉信と共に検地の遂行を助けた内田佐左衛門は、城下町土浦の文化人の一人であり、かつ、関東取締出役の道案内としても活躍できるほどの人望と広いネットワークを持ったいわばマチの顔役であった。町の商人や高持層らが検地に反対するなか、佐左衛門は自らも高持のひとりでありながら検地は小前のためになるという尉信の論理に共感して検地の現場を支えた。領主や家にとられることなく、自らの論理を貫徹しえた人物が幕末の城下町土浦において育まれていたというひとつの証左といえるのではなからうかと考えている。このことは今後も事例を重ねて検討していかねばならないと考えており、諸学のご教示、ご叱正を賜りたい。

註

- (1) 『土浦市史』(一九七五年)には「安政二年十一月、中城・東崎間の境界争いに尉信が総轄となって境界線の測量を行った」とある。
- (2) 土浦郷東崎分が東崎町に、中城分が中城町となったと推定され、「常州土浦東崎町」「土浦中城町」などと表記され両町は行政的には別扱いである。また、中城町には商人が多く、霞ヶ浦に面して広い地先を有する東崎町には漁撈就労者が多いなど町の構成員にもそれぞれ特徴がある。
- (3) 筑波町史編集委員会編『筑波町史料集 第三篇 おたまき』(一九八〇年) 一四四頁
- (4) 土浦市史編集資料『村明細帳』
- (5) 茨城県史編集委員会『茨城県史 近世編』五六八頁
- (6) 木塚久仁子『土屋蔵帳』と土屋家の茶の湯(常総の歴史第十五号 一九九五年)
- (7) 諸士年譜(土浦市並木 安藤家文書)

- (8) 望月茂『藤森天山』(一九三六年 藤森天山先生顕彰会)
- (9) 長野ひろ子『幕藩制国家の経済構造』第一篇第三章「水戸藩天保検地の歴史的位置」(吉川弘文館)、『水戸市史』
- (10) 前出長野論文
- (11) 前出『諸士年譜』「長嶋二左衛門」の項。
- (12) 中井信彦校注『片葉雑記 色川三中黒船風聞日記』(一九八六年、慶友社)
- (13) 前出『諸士年譜』
- (14) 前出『諸士年譜』「長嶋二左衛門」の項。
- (15) 中井信彦『色川三中の研究 伝記篇』(一九八八年、塙書房) 二百九十頁
- (16) 茨城県立歴史館蔵長嶋家文書六二七
- (17) 茨城県立歴史館蔵長嶋家文書五一九
- (18) 土浦市立博物館蔵内田家文書「東崎町分嘆願状」、縦帳形式。添削の跡が見られ、下書きと思われる。
- (19) 『片葉雑記』嘉永五年十二月の項。
- (20) 『片葉雑記』嘉永六年十二月二十六日の項。
- (21) 土浦市立博物館蔵内田家文書九八「安政度御地詰野場日記」がこの日から書き始められている。
- (22) このとき、免之助は十七歳、尉信と共に検地を担当した。尉信のちに孫娘を沢辺免之助に嫁がせており、土浦藩において田制学を受け継いだ。尉信は土浦藩を隠居するに際して免之助の弟信之助を後嗣としている。
- (23) 前出「安政度御地詰野場日記」
- (24) 元禄から正徳期にかけての中城町の御用留(土浦市中央石塚英岳家文書)による。
- (25) 前出「安政度御地詰野場日記」
- (26) 内田家文書一九「東崎中城両町之者へ申渡書」
- (27) 東崎・中城町における防火のための自治組織と思われるが定かでない。天保八年の持合金騒動において各町内を取りまとめている。
- (28) 内田家文書九九「差上申御請一札之事(土地境界改めにつき)」
- (29) 前出「安政度御地詰野場日記」
- (30) 『片葉雑記』嘉永七年閏七月四日の項。
- (31) 『片葉雑記』嘉永七年七月九日の項。
- (32) 前出「安政度御地詰野場日記」
- (33) 『片葉雑記』安政二年三月二十五日の項。
- (34) 前出『諸士年譜』長嶋二左衛門の項。
- (35) 前出「安政度御地詰野場日記」、「内田家譜録 全」には「安政度御領主ノ命

- ヲ奉ジ土地繩人之節藩士長嶋二左衛門ト共ニ与ツテ力アリ、毎年御蔵米十五俵ヲ賜ハル」とある。
- (36) 検地帳受取りの署名は「年寄 中嶋清兵衛、同内田久兵衛、名主代月番 平右衛門、老農佐左衛門、同新三郎」とある。
- (37) 前出内田家文書一〇一。全六冊で、「五冊之内一」から「五冊之内三」までが「新治郡東崎田畑改正地詰水帳」。「四之二」が「中城より東崎江入替田方地詰水帳」、「四之二二」が「土浦東崎御城廻り田畑明屋敷帳」。これに「新治郡東崎見取田畑水帳」が付属する。
- (38) 土浦市史編纂資料第二二集「県方集覽」
- (39) 三中についての研究は前出の中井信彦氏の業績が大きい。
- (40) 前出「色川三中の研究 伝記篇」
- (41) 「片葉雑記」嘉永六年十一月二十二日の項。
- (42) 「片葉雑記」嘉永六年十二月二十六日の項。
- (43) 「片葉雑記」安政元年十二月二十四日の項。
- (44) 「片葉雑記」嘉永七年十月一日の項。
- (45) 前出「色川三中の研究 伝記篇」三三六頁
- (46) 「片葉雑記」嘉永七年十月一日の項。
- (47) 土浦市立博物館色川文庫「野中廻清水」
- (48) 「片葉雑記」
- (49) 土浦市立博物館内田家文書四五九「内田家譜録 全」
- (50) 白川部達夫「天保期における一城下町の動向―土浦東崎町持合金一件をめぐる―」(『近世の都市と在郷商人』巖南堂書店 一九七九)
- (51) 前出「内田家譜録 全」の「十二代梅庵知改居士」の項には「勤務中故有テ居屋敷上地被仰付家族構と無シノ御沙汰ヲ蒙ル」とあり、年寄役の罷免のみならず、一時的には居屋敷も没収される重い処罰を受けた。
- (52) 土浦市立博物館蔵内田家文書「節用堂秘集」の最初に佐左衛門を道案内への推薦書の写しがある。
- (53) 高橋敏「近代史のなかの教育」(岩波書店 一九九九年)
- 高橋敏「大原幽学と改心楼乱入事件―「牛渡村一件」の真相」(『幕末維新の社会と思想』吉川弘文館 一九九九年)
- (54) 前出「大原幽学と改心楼乱入事件―「牛渡村一件」の真相」
- (55) 土浦市立博物館蔵内田家文書「節用堂秘集」
- (56) 「片葉雑記」嘉永七年四月十九日の項。  
今日東崎分検地初る。内田佐左衛門繩中名主格被申付る云々
- (57) 内田家文書「野場日記」には「梅庵」と署名がある。
- (58) 内田家文書一〇〇、安政元年十二月の日付があり、「佐左衛門義制」と署名がある。
- (59) 前出「近代史の中の教育」
- (60) 「江戸砂子温故名跡志拔書」(内田家文書七〇) は佐左衛門が筆写したものであるが、文末に次のように記されている。  
此書は享保十七といふ年仲夏、菊岡南僊斎活涼といえる人かかれて後の世に残されたるを、この月の始もてきて余にしめす人の侍りけるまま書残さまし内もてかひらるをかしつき侍りて、余か座右のもて遊びとなし畢ぬ  
天保九といふ文月 常陽土浦の大城のもとにすめる 養拙庵義制写す  
古典に触れることの多かつた色川三中也雅語を巧みに使いこなすまでには訓練を積んだらしく、二十代の頃の日記にはたびたび朱筆が加えられている。
- (61) 内田家文書一〇六
- (62) 内田家文書三三八 寅(安政元年) 四月の日付
- (63) 内田家文書二二七 「三村山人(尉信の別号)」の署名。
- (64) 内田家文書二四二
- (65) それぞれ茨城県立歴史館所蔵長嶋照子家寄贈史料三九九と土浦市立博物館所蔵内田家文書七四に現存する。
- (66) 内田家文書一一七 安政三年五月「新治郡東崎田畑改正地詰水帳」佐左衛門義制写  
内田家文書一三二(安政四年)「文禄四年御繩打帳之写」佐左衛門  
内田家文書一三三 安政四年三月「寛永六年 寛永七年御繩打帳写」内田佐左衛門義制写 などがある。
- (土浦市立博物館、国立歴史民俗博物館共同研究員)  
(二〇〇三年五月二十三日受付、二〇〇三年七月十八日審査終了)

---

## Taxation Surveys Carried out in Tsuchiura-machi, Hitachi Province at the End of the Edo Period: Their History and Significance

KIZUKA Kuniko

This paper introduces taxation surveys that were carried out in Tsuchiura-machi, Niihari-gun, Hitachi Province during 1855. These surveys were carried out by the Tsuchiura fief despite opposition from local inhabitants at the end of the Edo Period as a means of increasing tax revenues to supplement the poor state of the fief's finances.

Particular attention is given to three individuals involved in these taxation surveys. One of them, IROKAWA Minaka (1805–1855) was born into a merchant family in Tsuchiura. He was a devoted student of Kokugaku or Japanese classics, with a particular interest in the art of surveying, the rice field system and ancient measuring instruments. This interest was sparked by moves to conduct taxation surveys in the village where he lived and was motivated by his desire to prove that the taxation surveys were unjust.

Minaka's friend NAGASHIMA Yasunobu (1780–1867) learnt survey techniques and studied the almanac at the Edo capital even though he was from a farming family in Oda village, Niihari-gun in Hitachi Province that was under the control of the Tsuchiura fief. Earning recognition for his study of the rice field system, he was employed by the Mito fief in 1839. In 1843 he became an official under the employ of the Tsuchiura fief and in 1852 he played a central role as an official engaged in the reform of land distribution in Tozaki-machi that put him in charge of the taxation surveys undertaken in both Tozaki-machi and Nakajo-machi.

The third person is UCHIDA Sazaemon (1806–1858), who was born into a family that had been merchants and town elders in Tozaki-machi for many generations. In 1837 he came into conflict with the town elite when he sided with the tenant farmers during an uproar concerning shared funds in Tsuchiura, whereupon he was dismissed by the town officials. After he left this job he worked as a guide for the Kanto authorities, and working together with NAGASHIMA Yasunobu on taxation surveys he became a key player working behind the scenes of the taxation surveys.

The responses and beliefs of these three inhabitants of Tsuchiura during the same period were based on each of their lives and ways of thinking. In the case of UCHIDA Sazaemon in particular, his roles in the uproar over the shared funds and as a guide for the Kanto authorities was followed by his third appearance in the pages of local history due to his involvement in the taxation surveys, making him the embodiment of an influential man hailing from Tsuchiura.